

Nuclear Weapon & Nuclear Test MONITOR

315-6
08/11/15

毎月2回1日、15日発行
1996年4月23日
第三種郵便物認可

核兵器・核実験モニター

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーン1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集責任者■湯浅一郎、田巻一彦 郵便振替口座■00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

国連事務総長、核兵器の非合法化へ提案

「たとえば核兵器禁止条約の交渉」 「国連安保理における協議」など

シュルツ、キッシンジャーらの「核兵器のない世界」アピールを契機とする「フォーバー・プラン」の影響がさらなる広がりを見せている。10月24日、国連の潘基文(パン・ギムン)事務総長が「核兵器禁止条約」への言及を含む5つの具体的提案を行い、大量破壊兵器、とりわけ核兵器の廃絶に向けた強い意欲を示した。そのために国連の役割を強調したことも注目される。

5つの提案

「気運を掴む——大量破壊兵器及び軍縮にかかる新たな東西合意を築くための打開策」と題されたシンポジウム¹は、10月24日、国連総会第一委員会(軍縮・安全保障問題)に並行してニューヨーク国連本部で開催された。潘基文国連事務総長、ヘンリー・キッシンジャー元米国務長官、モハメド・エルバラダイ国際原子力機関(IAEA)事務局長、ハンス・ブリンクス大量破壊兵器委員会(WMD)委員長、ジャヤンタ・ダナパラ・バグウォッシュ会長(1995年NPT再検討・延長会議議長)など、5つの核兵器国、インド、パキスタン、イランを含む各国から多数の外交関係者や専門家が集結した。主催はイーストウエスト研究所、共催には英米安全保障情報評議会(BASIC)、モントレール不拡散研究所、世界安全保障研究所(GSI)など、軍備管理・軍縮分野の主要な団体が名を連ねた。

注目を集めたのは、「国連、そして核兵器のない世界における安全保障」と題された潘事務総長による基調演説である(2~3ページに抜粋)²。「核兵器のない世界」を「世界的な公益」と位置づけた潘事務総長は、シュルツらのアピールからの一貫した論調となっている「核抑止力ドクトリンの否定」を力強く述べ、核兵器の「使用」のみならず、「保有」そのものを禁止することが緊急に必要であるとした上で、次のような趣旨の5項目からなる提案を行った。

●すべての核不拡散条約(NPT)締約国、とりわけ核兵器国が軍縮義務を履行すること。核兵器禁止条約の交渉開

始も考えるべき。

- 安保理常任理事国が核軍縮プロセスにかかわる安全保障問題の協議を開始すること。
- 包括的核実験禁止条約(CTBT)、核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)、非核兵器地帯、IAEA追加議定書などを通じ、「法の支配」を強化すること。
- 核兵器国が説明責任及び透明性を強化すること。
- 他の大量破壊兵器の廃絶を含む、核軍縮の補完的措置が必要であること。

今号の内容

国連事務総長の核廃絶提案

<資料>国連本部での演説(抜粋)

米朝「非核化検証合意」の中味とは

<資料>米報道発表/ファクトシート(全訳)

日豪「核問題国際委員会」の行方は?

<資料>議長声明(抜粋)/委員リスト

時津町(長崎)核廃絶・平和条例

グアムの米軍増強—日本資金の使われ方

<資料>国防総省最新報告書・抜粋(2)

[連載]いま語る—22

辻 信一さん(環境運動家、文化人類学者)

国連、そして核兵器のない世界 における安全保障＜抜粋＞

潘基文・国連事務総長

2008年10月24日、ニューヨーク

(前略)

国連事務総長としての私の優先課題の一つは、世界的な公益を促進し、国境を越えた難題への対応を促進することにある。核兵器のない世界は、優先順位のトップに挙げられる世界的な公益であり、今日の私の話の焦点もそこに置かれる。私は主に核兵器について話す。なぜならば核兵器は比類なく危険なものであり、かつそれらを非合法化するいかなる条約も存在しないからである。同時に、我々はあらゆる大量破壊兵器のない世界に向けて努力していかなければならない。

(略)

今日、その無差別的影響、環境への影響、さらに地域的・世界的な安全保障への深刻な影響から、核兵器は二度と使われてはならないという考え方が世界中で支持されている。これを核の「タブー」と呼ぶ人々もいる。

それでもなお、核軍縮は、現実の課題ではなく、願望の域を出ないままである。これは、こうした兵器の使用をタブーとしているだけで十分なのかという問いを私たちに突きつけている。

この分野において重要な決定を行うのは国家である。しかし国連も重要な役割を担っている。国連は、共通の利益となる規範に各国が合意できるような中心的な議論の場を提供する。また合意目標を追求するために、分析、啓発、提唱する。

さらに、国連は全面完全軍縮を長きにわ

たって追求してきており、これは国連の存在そのものの一部となっている。軍縮及び軍備の規制は国連憲章でも謳われている。国連総会が1946年にロンドンで採択した決議第1号は、「大量破壊に適用しうる兵器」の廃絶を求めるものであった。歴代事務総長はこれらの目的を支持してきた。これらの目的は何百もの国連総会決議で取り上げられ、全加盟国が繰り返し支持を表明してきた。

その理由は明白だ。核兵器は恐ろしい影響を無差別に生み出す。使用されずとも大きな危険をもたらす。事故は常に起こりうる。核兵器の製造は一般の人々の健康や環境に害を及ぼしうる。そしてもちろん、テロリストが核兵器や核物質を入手する可能性も否定できない。

ほとんどの国家は核オプションの放棄を選択し、核不拡散条約に基づく誓約を遵守してきた。しかしいくつかの国家は、このような兵器の保有をステータス・シンボルと見なしている。また、いくつかの国家は、核兵器には核攻撃に対する究極的な抑止効果があると考えている。推計26,000発が未だに存在するゆえんである。

残念なことに、核抑止ドクトリンは伝染性のものであることが立証されている。これによって不拡散はいっそう困難となり、それゆえに、核兵器が使用される新たな可能性を生んでいる。世界は朝鮮民主主義人民共和国やイランの核活動を引き続き懸念している。対話を通じた平和的手段によりこれらの懸念に対処しようとする努力に支持が広がっている。

「核のルネッサンス」が起ころうとしていることも不安材料である。そこでは、気候変化と闘う努力を強化していくうえで、

核エネルギーはクリーンでかつ環境への排出物の少ない代替策と見なされる。大いに懸念されるのは、このような考え方が、拡散やテロの脅威から防護しなければならない核物質の生産量と使用量を増加させることである。

軍縮への障害を乗り越えることは容易ではない。しかし、軍拡がもたらす損失やリスクには十分な関心が向けられていない。巨額の軍事予算によって多くの利益が損なわれていることを考えてほしい。軍事的優位の飽くなき追求によって消費される膨大な資源を考えてほしい。

(略)

このようなコストと核兵器固有の危険性に対する懸念は、核軍縮の大義に新たな命を吹き込もうという思考を世界中で生み出してきた。そのなかには、ハンス・ブリンクス氏が率いた大量破壊兵器委員会や、新アジェンダ連合とノルウェーによる7か国イニシアティブがある。オーストラリアと日本は核不拡散及び核軍縮に関する国際委員会を立ち上げた。市民グループ、そして核兵器国もそれぞれに提案を行っている。

フーパー・プランもその一つだ。本日この場に、こうした努力を主導する方々にご出席頂いたことは幸いである。キッシンジャー博士、カンペルマン氏、あなた方のこれまでのご尽力と偉大な叡智に感謝申し上げる。

これらのイニシアティブにはいっそうの支援が与えられるべきである。世界が経済や環境の分野で危機に直面するにしたがい、この惑星の脆弱性や、世界的な課題に対する世界的な解決策の必要性に、より多くの人々が気づきはじめた。こうした意識の変化もまた、国際的な軍縮の課題を活

核兵器禁止条約

画期的であったのは、一つ目の提案において、潘事務総長が「核兵器禁止条約」(NWC)³に言及した点である。その「比類なき危険性」にもかかわらず、核兵器には「非合法化するいかなる条約も存在しない」と演説冒頭で憂いた潘事務総長は、「相互に補強しあう別々の条約の枠組み」、あるいは「確固たる検証システムに裏うちされた核兵器禁止条約」の交渉を提案した。

国連のトップが、公の場で核兵器禁止条約への支持を明言したことはおそらく初めてであり、今後の国際世論形成の文脈において極めて大きな意味を持つ。そして、この文言には核兵器禁止条約の制定をめざした国際社会のこれまでの努力のあとが見て取れる。演説にある「相互に補強しあう条約の枠組み」という表現は、98年の新アジェンダ連合(NAC)結成の声明⁴やその後の国連決議において使われたものと同様である。

さらに演説は、コスタリカやマレーシアが提唱してきた「モデルNWC」が「良い出発点となる」と高い評価を与えた。本誌でもたびたび解説してきたように、「モデルNWC」は、「厳格かつ効果的な国際管理のもと、すべての面にわたって核軍縮につながる交渉を誠実にここない、これを完了する義務が存在する」とした96年の「国際司法裁判所(ICJ)勧告的意見」に基づき、国際NGOの主導で起草さ

れ、97年にコスタリカが国連に提出したものである。その後10年を経て、07年4月5日のNPT再検討会議準備委員会において改定版が再びコスタリカにより提出され、国連文書として各締約国の検討に付された。コスタリカとともに「モデルNWC」支持拡大の努力を展開してきたマレーシアは、「NWCの早期締結に繋がる多国間交渉を開始することによって、(ICJ勧告的意見に謳われた)核軍縮義務を直ちに遂行すること」をすべての国家に求めた「核兵器の威嚇または使用の合法性に関するICJ勧告的意見のフォローアップ」決議を毎年国連総会に提出しており、圧倒的多数の賛成を得て採択されている(日本政府の反応については別稿で述べる)。

さらに06年の「大量破壊兵器委員会(WMD)報告」(ブリンクス報告)がある⁵。「核兵器を非合法化するという目標に妥協があってはならない」「核軍備撤廃条約は実現可能であり、慎重で思慮深い現実的な措置を通じ達成可能である」——。これらは同じシンポジウムのパネリストの一人であるハンス・ブリンクス氏が委員長を務めたブリンクス委員会の報告書が述べていた点であり、今回の潘演説には全体を通してその影響が色濃く表れている。

核兵器を全面禁止する国際法の締結に向けた意欲と関心の高まりは、シンポジウム全体を貫くトーンとしても見受けられた。午後にかかれた6つの分科会のテーマに、「核

性化させる一助となるだろう。

こうした精神にたつて、今日は**5つの提案**をしたい。

第1に、私はすべてのNPT締約国、とりわけ核兵器国に対し、核軍縮へと繋がる効果的な措置に関する交渉を行うという、条約に基づく義務を果たすことを強く求める。

各国は、相互に補強しあう別々の条約の枠組みに合意することにより、こうした目標を追求することが可能である。あるいは長年国連において提案されてきたように、**確固たる検証システムに裏打ちされた核兵器禁止条約の交渉を検討することも可能である。**コスタリカ及びマレーシアの要請を受け、私はすべての国連加盟国にこの条約の草案を配布した。これは良い出発点となるものである。

核保有国は、世界唯一の軍縮交渉の場であるジュネーブ軍縮会議（CD）において、その他の国々と共にこの問題に積極的に取り組むべきである。世界は、米国とロシア連邦のそれぞれが保有する核兵器の大幅かつ検証可能な削減を目指した2国間交渉の再開も歓迎するだろう。

各国政府はまた、検証に関する研究開発にさらなる努力を払うべきである。核兵器国による検証問題の会議を開催するという英国の提案は、正しい方向に向かう具体的な一歩である。

第2に、安保理常任理事国は、核軍縮プロセスにおける安全保障問題に関する協議を、たとえば軍事参謀委員会のような場で開始すべきである。これらの国々は、非核兵器国に対し、核兵器の使用あるいは使用の威嚇の対象としないことを明確に保証することができる。安保理はまた、核軍縮

に関するサミットを呼びかけることもできるだろう。NPT非締約国は自国の核兵器能力を凍結し、自国の核軍縮に対する誓約を行うべきである。

私の3番目の提案は、「法の支配」に関するものである。核実験及び核分裂性物質の生産に関しては、一方的モラトリアムしかこれまで存在していない。**CTBTを発効させ、CDにおける核分裂性物質生産禁止条約の交渉を即時、無条件に開始するための新たな努力が必要である。**

私は、中央アジア及びアフリカ非核兵器地帯条約の発効を支持する。核兵器国が、非核兵器地帯条約のすべての議定書を批准することを奨励する。また、私は非核兵器地帯を中東に設置するための努力を強く支持する。さらに、私はすべてのNPT締約国に対し、IAEAとの保障措置協定を締結するよう、また、追加議定書の下で強化された保障措置を自発的に受け入れるよう要請する。核燃料サイクルがエネルギーあるいは不拡散に関する問題に留まらないことを我々は忘れてはならない。その行く末は、軍縮の未来をも左右することになる。

私の4つ目の提案は、説明責任と透明性に関するものである。核兵器国は目標に向かって自国が何を行っているかについての説明文書をしばしば配布しているが、そうした報告が一般の目に触れることはほとんどない。核兵器国に対し、それらの資料を国連事務局に送付するよう求めるとともに、より広範囲に普及させることを奨励する。核保有国は保有核兵器の規模、核分裂性物質の備蓄量、特定の軍縮面での達成について、公開している情報量を増やす

こともできる。核兵器の総数について公式の見積もりが存在しないという事実は、さらなる透明性が必要であることの証左である。

5番目、そして最後の提案として、多くの補完的措置が必要であることを挙げたい。そうした措置には、他の種類の大量破壊兵器の廃絶、大量破壊兵器を使ったテロを防止する新たな努力、通常兵器の生産及び取引の制限、ミサイル及び宇宙兵器を含む新型兵器の禁止などが含まれる。国連総会が、「軍縮、不拡散、テロリストによる大量破壊兵器の使用に関する世界サミット」の開催を求めるプリクス委員会の勧告を受け入れることも可能である。

大量破壊兵器を使ったテロの問題は解決不可能との見方もある。**しかし、軍縮において現実的かつ検証可能な前進が図られれば、こうした脅威を根絶する能力も飛躍的に高まる。**特定の種類の兵器の保有自体を禁止する、基本的な世界規範が存在すれば、それらに関する管理強化を各国政府に促すことも格段に容易になるだろう。世界で最も恐ろしい兵器及びその材料が漸進的に廃絶されてゆけば、大量破壊兵器を使ったテロ攻撃の実行は困難になる。我々の努力が、テロの脅威を増大させる社会、経済、文化並びに政治状況にも向けられてゆけば、さらに望ましい。

(後略)

(訳: ピースデポ)
※強調は編集部

兵器を非合法化する (Delegitimizing)」「『ゼロを実現する』一何をすべきか、誰がすべきか」「NWC実現のための戦略会議」の3つが含まれていたこともその現れである。

国連の関与

潘事務総長演説はまた、「核のない世界」に向けて、国連が担う役割を改めて強調している。核軍縮に関わる決定が最終的に個々の国家に委ねられるのは演説の述べる通りである。しかし潘事務総長は、国連が「共通の利益となる規範に各国が合意できるような中心的な議論の場を提供」できると強調する。具体的には、2つ目の提案として、国連安保理が非核兵器国に核兵器の使用あるいは使用の威嚇を行わないと明確に約束する「消極的安全保証」(NSA)の供与を含む、核軍縮プロセスにかかる協議を開始できるとした。また、安保理が「核軍縮に関するサミット」を呼びかけることも可能であると述べた。

このような安保理の活用案は、プリクス報告が提唱する内容と軌を一にするものである。プリクス報告は、安保理が「国連加盟国との密接な協議に基づき、現在及び将来の大量破壊兵器による脅威を削減する世界的努力の集束点になるべきである」とし、「全加盟国に拘束力のある決定を下せるという国連憲章下の権限を活用」する道を例示した。

プリクス報告はまた、国連総会が「軍縮、不拡散、テロリストによる大量破壊兵器の使用に関する世界サミット」を召集することを提案した。そこにおいては、停滞を続けるジュネーブ軍縮会議 (CD)をはじめ「国連軍縮機構の効率性及び有効性の改善を目指した改革に関する議論・決定を行う」ことができるとした。この点は潘演説の5つ目の提案に盛り込まれた。

以上見てきたように、事務総長演説は、近年におけるフーバー・プランの勢いを含めた、過去に国際社会が積み上げてきたさまざまな核軍縮努力を土台にし、そのうえに世界的経済危機や環境面における世界的危機感をすくいながら核兵器廃絶の必要性を強調した。

そして今、世界は米新政権の誕生という新たな局面を迎えている。これが「核兵器のない世界」に向けた「変化」の契機となるのだろうか。(中村桂子) **M**

注

- 1 シンポジウムの詳細、プログラム等についてはwww.iews.org/announcements/news/index.cfm?title=News&view=detail&id=672&aid=6411を参照。
- 2 <http://docs.ewi.info/SGRemarks.pdf>に全文。
- 3 核兵器禁止条約については、本誌310・11に詳しい。
- 4 ピースデポ「核軍縮と非核自治体」1999年版・資料14に全訳。
- 5 ピースデポ「イアブック『核軍縮・平和』2007年版・資料3-2に勧告部分の全訳。

語られぬ核心の問題

やがて問われる 日本の非核三原則

前号に速報したように、10月11日、米国は非核化検証問題について朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）と一定の合意に達したとして、「テロ支援国家」リストから北朝鮮を除外する措置を発効させた。この事態の本質は、10月末を迎える6か国協議の第2段階の履行期限を前に、自国の合意違反のために6か国の枠組みが崩れることを恐れた米国が、急いで事態の收拾を図ったということである。その結果、期限内の完了はできないながらも、第2段階合意の履行を軌道に戻すことができた。

しかし、検証問題について何か解決したということではまったくない。むしろ、検証問題の核心がようやく見え始めたという認識が正しいであろう。10月11日の米朝合意の内容を中心に、そのことを考える。

複雑な言い回し

資料として10月11日の米國務省報道発表（資料1）と米國務省ファクトシート（資料2）の全訳を掲載する。前者は検証合意に関する政治的メッセージであり、後者は技術的メッセージである。両者とも、とりわけ後者は、北朝鮮との合意を確認するという意味合いよりも、米政府の急いだ妥協に疑念を抱く米国内外の観客を説得する意味合いの強い文書である。注意深い表現が随所に使われているために、決定的な合意の内容があいまいであり、その意味で極めて内容に乏しい。

まず全体に関わる問題として、「一つの共同文書および一定の了解事項に成文化され、…他の参加国に伝達された」という米朝間の今回の合意の仕方について注目する必要がある。つまり、米国経由で伝えられる合意内容には、米朝間の共同文書によって両国共通の合意になっている部分と、米国が「このように了解している」と合意内容を一方的に解釈している部分とが混在していることを、この文は意味している。外交的合意の中には、両国のそれぞれの国内でのその後の取り扱い事情を考慮して分けた文書を作っても、実際には了解事項を含めて両国が合意し署名される場合もあるが、今回はそうではないであろう。前号で書いたように、北朝鮮との意見の隔たりが大きいと考えられるにもかかわらず、米国が合意を急いだ背景が見えているからである。

検証に関するこれまでの交渉過程で関心が持たれた問題には、①検証対象施設、②ウラン濃縮問題、③試料採取問題、④自由な立ち入り問題、などがあるが、それらについての合意内容を次に検討しよう。

①検証対象施設

米国内向けには、しばしば「全ての施設が対象となった」という説明が行われているが、これはウソではないものの現実を反映していない。合意内容は「申告のあった全施設と、相互の同意に基づいて、申告のない場所」ということであり、申告のあった施設（申告内容は公開されていないが報道では寧辺3施設）以外の施設は、北朝鮮が同意しない限り実行できない。したがって、実質的には寧辺3施設の検証が合意されたということになる。言い換えれば、5月8日に18000ページ以上の運転記録を提出して以来、北朝鮮がすでに道を開いているプルトニウム生産に関わる検証に限定して、今回は検証合意ができたのである。

②ウラン濃縮問題

この問題に関する記述は極めて奇異である。「検証議定書に含まれる全ての措置はプルトニウム関連計画およびウラン濃縮や拡散活動に適用される」と合意されたとあるが、「検証議定書」の中身（その構成も含めて）が合意されていない現段階において、この文章は無意味である。ファクトシート（資料2）に書かれている検証措置は、単に「検証議定書の基礎」となると書かれているに過ぎないし、さらにこの表現も米国がまとめたものであって前述したように北朝鮮が合意しない可能性のある了解事項が含まれている可能性がある（③も参照）。また、議定書が検証方法と検証施設とが独立に記述されるとは限らず、北朝鮮の同意が必要な施設とそうでない施設で異なる扱いを許す記述方法もあり得る。

③試料採取問題

ファクトシートの「試料採取や法科学活動などの科学的手順の利用についての合意」という記述は、前述したように米国の了解事項を混入させたものであることが、その後の報道で明らかになっている。報道の根拠としては、韓国の11月4日の国会議論¹や「複数の協議筋」からの情報²があげられている。これらによると、文書化された同意には「科学的手順の利用についての合意」と書かれているだけであり、試料採取などの言葉はないとされる。

少なくとも寧辺3施設について、北朝鮮が試料採取を拒否し続けることは困難であると思われる。北朝鮮が無能力化を決定し、申告施設を検証対象として合意した以上、試料採取を拒むことに合理的理由を見出すことはできない。試料採取には立ち入りが前提となるため、将来他の施設への立ち入りの前提となることを恐れて拒否をしているのか、あるいは寧辺施設にも検出される可能性のある同位元素の存在を危惧しているのかいずれかであろう。いずれに

資料1 報道発表: 非核化検証方法についての米朝合意
米国務省報道官ショーン・マコーマック
(2008年10月11日)

朝鮮民主主義人民共和国 (DPRK、北朝鮮)は、北朝鮮の非核化行動の検証に関する相当な協力を意味する一連の検証方法に合意した。その合意内容は、別紙ファクトシートに詳述する。

北朝鮮が最近示してきた協力と合意に基づいて、また、法に定められた解除基準に北朝鮮が合致したという事実に基づいて、国務長官は北朝鮮へのテロ支援国家指定を即時解除した。

北朝鮮は、核施設の無能力化を再開すると声明した。この

ことは、6か国協議の「行動対行動」の原則が生きていることを示すものである。

我々は、日本の懸念、とりわけ北朝鮮が過去に行った日本国民の拉致問題から生じている懸念に対処するため、日朝間の協議で得られた最近の進展を歓迎する。我々は、拉致被害者や家族の苦しみを忘れてはいないし、今後も忘れないであろう。

北朝鮮は、2006年の核実験、核拡散活動、人権侵害、および共産主義国家としての地位に起因する数多くの制裁を受け続けることになる。

合衆国は北朝鮮の核計画と核活動の検証可能な終焉にむけて努力を続ける。仕事が完了するまで我々が止まることはない。(訳:ピースデポ)

資料2 ファクトシート: 検証に関する米朝の了解事項
米国務省報道官室
(2008年10月11日)

●6か国協議参加国は、ここしばらく、北朝鮮の非核化が進展するときに信頼性をもってそれを検証できるような検証措置の重要性について協議してきた。

●6か国協議の首席代表者は検証措置について協議するべく7月に会合し、草案文書が参加国に配布された。

●7月12日、6か国協議の議長である中国は、検証措置の中には施設への訪問、文書の検討、技術要員との面談、および6か国全員が合意するその他の手段が含まれるであろうと述べたプレスコミュニケーションを発表した。

●北朝鮮政府の要請を受けて、10月1~3日、6か国のために検証措置に関する集中した交渉を行う目的で平壤を訪問した。

●その協議に基づいて、米朝の交渉担当者は以下のようないくつかの重要な検証措置について合意した。

※検証活動には非核国の専門家も含む全6か国の専門家が参加できるという合意。

※検証に当たっては国際原子力機関 (IAEA)が重要な諮問と支援の役割を担うという合意。

※専門家は、申告のあった全施設と、相互の同意に基づいて、申告のない場所にアクセスできるという合意。

※試料採取や法科学活動などの科学的手順の利用についての合意。

※検証議定書に含まれる全ての措置はプルトニウム関連計画およびウラン濃縮や拡散活動に適用されるという合意。加えて、6か国の合意文書の遵守を監視するためにすでに6か国が合意した監視メカニズムは拡散活動やウラン濃縮活動にも適用される。

●これらの検証措置に関する米朝合意は米朝間の一つの共同文書および一定の了解事項に成文化され、集中的協議を通して再確認された。合意と付随する了解事項は他の参加国に伝達された。

●これらの措置は、近い将来に6か国協議において最終化され採択されるべき検証議定書の基礎となるものである。

●6月26日に提出された北朝鮮申告の検証は、5月8日に北朝鮮が提供した寧辺の18000ページを超える運転記録の検討をもって既に開始されている。(訳:ピースデポ)

しても、やがて北朝鮮は、寧辺に限定しての試料採取に道を開かざるを得ないと考えられる。

④自由な立ち入り問題

北朝鮮は、検証のために「短い予告で自由に立ち入る」という要求を強く拒否してきた。たとえば、8月26日の外務省スポークスマン声明³は、これを「米国がイラクでやったような好き勝手な家宅捜査」と呼んで反発している。したがって、この問題は米朝合意には登場しない。妥協点として合意されたのが、①に書かれているような内容であったと理解することができる。

議題にされていない北朝鮮の要求

現段階においては、検証協議はまだ問題の入口に立ったばかりである。

前号に紹介したように、北朝鮮は検証について次のように主張している。

「韓国及びその周辺に米国の核兵器が存在しないこと、また米国の核兵器の新たな輸送や通過がないことが検証されなければならない。この検証とDPRKの誓約履行の検証は同時になされなければならない。これが『行動対行動』の原則である」(08年8月26日)⁴。

このように朝鮮半島の非核化という最終目標に到達するためには、北朝鮮の核弾頭や核実験場の破壊と検証と米国の基地や寄港する軍艦・航空機の非核の検証が、行動対

行動の原則の下に協議の議題に上ることになるであろう。北朝鮮のこの主張は、まだ交渉議題になっていない。北朝鮮は「朝鮮半島全域の非核化の最終段階」にこれが問題になると述べている⁵。

これが議題となる段階においては、検証問題は日本の非核三原則に波及するはずである。たとえば、岩国基地を飛び立つ米軍航空機の相当部分は韓国に向かっており、横須賀や佐世保を母港とする米艦船は韓国の領海を航行するし寄港する。これらの艦船・航空機が非核であることは検証されていない。日本政府は、非核三原則の事前協議制が機能しているという説明をするだけで、非核証明を求める市民や自治体の要求を拒否し続けてきた。日本政府は韓国政府と共同で、米国の「肯定も否定もしない (NCND)政策」の撤回を求めるべき時が近づいている。これは、北東アジア非核兵器地帯における検証においても、一つの懸案である。(梅林宏道) 

注

1 08年11月5日、ソウル発「朝日新聞」。

2 08年10月30日、ワシントン発共同通信。

3 08年8月26日、核施設の無能力化活動の一時停止の決定に関する北朝鮮外務省スポークスマンの談話。

4 注3と同じ。

5 注3と同じ。

日豪イニシアティブ 国際委員会と 国連第一委員会

— 「核兵器のない世界」への 道筋、見えず

日豪政府主導で産声をあげた「核不拡散・核軍縮に関する国際委員会」(ICNND)¹の輪郭がおぼろげながら見えてきた。9月25日、ギャレス・エバンス、川口順子両議長は、13名の国際委員リストを含む共同声明を発表し、10月19日から21日にはオーストラリアのシドニーで非公開の初会合が開かれた。伝えられる情報を見る限り、こうした動きのなかに昨年以來生まれているフーバー・プランの潮流を活かし、「核兵器のない世界」の実現に向けたビジョンと行動を明確に打ち出そうとの意欲を見出すことは難しい。国連総会第一委員会での動きとあわせて解説する。

議長の共同声明

議長共同声明の抜粋訳を7ページに掲載する。ここで語られていることから、本誌312号で指摘したような、この委員会の目的にかかる「曖昧さ」は必ずしも明確になってこない。委員会は、「2010年核不拡散条約(NPT)再検討会議とその先(beyond)」という文脈において、核不拡散・核軍縮の行き詰まり打開をめざす、と声明は述べている。「その先」という表現が、「NPTの枠外にある核武装国家がグローバルな核不拡散・核軍縮努力に全面的に組み込まれていくような方途を模索する」と述べられているように、NPT体制を超えた核兵器廃絶の枠組みを目指す姿勢の一端なのか、それとも「再検討会議の結果を踏まえて適宜さらなる勧告を行うものとして、2010年半ばに補足的な報告書を発表する」とあるように単にタイミングの話なのか、声明からはどちらの解釈も可能である。この点についてエバンス共同議長は、初会合での記者会見において、委員会は2010年NPTに資することを焦点とするが、熟慮のうえ延長された場合は、「NPTの枠組みに限定されない将来へのロードマップを継続して描いてゆく」と発言した²。

しかしいずれにせよ、声明は核兵器廃絶への強い意気込みを感じさせるものではない。以前にエバンス共同議長が示していた「核兵器非合法化」への意欲といったものは言うまでもなく、「核兵器のない世界」「核兵器廃絶」という言葉さえそこには盛り込まれていない。逆に、声明が強調するのは、「現実的アプローチ」の重要性である。「政策決定者を説得できることが肝要」という表現は、後述する国連総会決議において「核兵器国が賛成できるものでなければ意味がない」と核兵器国への配慮を主張し続けてきた日本政府の姿勢そのものである。さらに、声明では、「過去10年に起こった懸念事項」として7点を挙げているが、このうち核兵器国の核軍縮義務にかかるものは最後の一つだけであり、かつその表現も極めて弱い。

NGOの不在

5核兵器国のほか、インド、パキスタンを含む13か国13人の国際委員に続き、「諮問委員」として14か国23人が任命された(7ページに一覧)。また、カーネギー財団(米)、国際問題研究所(日本)など7つのシンクタンクが、調査研究や各地での専門家会議の招集などを行う「国連調査研究機関」として挙げられている。なお、「核のない世界」ア

ピールの4人の米元政府高官のうち、ペリー元国防長官が国際委員に、シュルツ元国務長官、キッシンジャー元国務長官、ナン元上院軍事委員会委員長長の3人が諮問委員に加わった。「大量破壊兵器委員会」(WMDC)のブリクス委員長も諮問委員の一人である。

こうした人選に対し、国際NGOからは、NGO関係者の関与が皆無であるとの失望や批判の声があがっている。「キャンベラ委員会」のケースでは、故ジョゼフ・ロートブラット(パグウォッシュ会議議長(当時)。1995年ノーベル平和賞受賞者)やロナルド・マッコイ(IPPNWアジア太平洋地域副会長(当時))が委員として参加し、NGOの声を成果に反映させる架け橋となった。

NGO側からの批判と要請を受けてのものと思われるが、10月後半、国際NGO「核戦争防止国際医師会議」(IPPNW)が取り組んでいる「核兵器廃絶のための国際キャンペーン」(ICAN)オーストラリア委員会のティルマン・ラフ委員長が、エバンス議長の要請を受けてNGOアドバイザーに任命されたという情報が届いた。さらに2名のNGOアドバイザーが任命されるという話であるが、現段階ではあくまで同議長に対するアドバイザーという立場であり、国際委員あるいは諮問委員と同格のものではない。

第一委員会：新味のない日本決議

こうした流れのなかで、10月6日から31日にかけて、軍縮・国際安全保障問題を扱う国連総会第一委員会がニューヨーク国連本部で開催された。7日の一般演説で、樽井澄夫大使は、シュルツらの「核のない世界」を契機とする国際的気運に言及し、日豪イニシアティブもまた「指導者たちの政治的誓約に向けた道を拓くもの」と強くアピールした。こうした発言からも、フーバー・プランの気運を活用し、「核のない世界」のビジョン実現に向けた斬新な構想や意欲が日豪政府から示されるのではないかと、との一定の期待が持たれていた。具体的には、日本政府の「恒例」の核軍縮決議案がその内容を刷新する、あるいは日豪共同のまったく別の決議案が提出される可能性が考えられた。

ところが、蓋を開けてみると、日本が提出した「核兵器完全廃棄に向けた新たな決意」(ピースデポHP www.peacedepot.org に全訳)は、これまでの内容を基本的に踏襲したものであった。新たに盛り込まれた主な点としては、「近年のフランスや英国を含め、核兵器国などが提案、

ギャレス・エバンス、川口順子共同議長による共同声明 (抜粋)

2008年9月25日、ニューヨーク

(前略)

核不拡散・核軍縮の重要課題に近年ほとんど進展が見られないことは、深刻な国際的懸念を呼んでいる。我々は、核不拡散・核軍縮に関する国際委員会が、2010年核不拡散条約(NPT)再検討会議とその先という文脈において、核不拡散・核軍縮が世界的に必要性にかかる認識を政治のハイレベルにおいて再活性化し、それによってこの行き詰まりを打開できると期待している。

政策決定者による関与を実現するために、本委員会は、核兵器の取得や保有を引き続き動機付けている多くの要因を認知し、それらに対して現実的アプローチをとる必要がある。核不拡散・核軍縮の論拠としては、技術的に問題のないことのみならず、政策決定者を説得できるものであることが肝要である。

本委員会はとりわけ、委員の信頼性、議論の質、効果的な政策提言を介して、核兵器国と非核兵器国、NPT加盟の先進国と途上国、またNPT締約国と非締約国のあいだの核をめぐる国際議論に多く見受けられるような、型にはまった非生産的な性質を変えていく道を模索していく。

この目標に向かって、本委員会は、核不拡散、核軍縮、核エネルギー平和的利用にかかる試練が相互に結びついていることを強調しつつ、包括的アプローチをとっていく。本委員会は、一つの分野の動向が他の分野における進展を促すことを認識し、それぞれの分野において実際的かつ現実的な勧告を行うものとする。

本委員会は、核保障措置、原子力安全、核セキュリティに対する新たな配慮の必要性も含め、気候変動やエネルギー安全保障の懸念を背景として今後起こるであろう「原子力カルネッサンス」の影響についても焦点を当てていく。

本委員会は、最も効果的な政策アプローチを特定するにあたり、グローバルな関係主体の関与を目指す。本委員会はまた、NPTの枠外にある核武装国家がグローバルな核不拡散・核軍縮努力に全面的に組み込まれていくような方途を模索するものとする。本委員会は、過去10年のあいだに核の展望をめぐる、懸念される数多くの重要な展開があったことを踏まえて作業を行っていくものとする。

・イスラエル(「戦略的曖昧さ」政策を継

続しているが)に加えて、1998年以降、インドとパキスタンがNPT枠外の核武装国家として出現したこと

・北朝鮮によるNPT脱退表明、2006年の核実験、そして非核に対する不明確な誓約

・ウラン濃縮及び重水技術を含む、NPT枠内でイランが行う拡散上機微な核活動の展開

・核あるいは放射能テロの危険性に関する9・11以降の懸念増大

・機微の核技術の知識及びそれへのアクセスの大幅増における、インターネットと闇市場の活動が与える影響

・気候変動及びエネルギー安全保障にかかる懸念により生じた、発電用核エネルギーに対する関心の再燃

・核軍縮義務の遂行におけるNPT核兵器国の行動に対し、冷戦後に増大しつつある不満

しかし、このような試練の一方で、本委員会は、2010年NPT再検討会議に向けて現在世界的に進められている熱心な政策研究活動が呈する好機を活用していくことが可能である。その筆頭が、米政治家のヘンリー・キッシンジャー、サム・ナン、ウィリアム・ペリー、そしてジョージ・シュルツによる近年の超党派の、現実主義的な軍縮の訴えに刺激されたハイレベルな議論である。

本委員会は、2010年NPT再検討会議に向けたグローバルなコンセンサス形成に資するため、遅くとも2010年1月までに主たる報告書を発表する。また、再検討会議の結果を踏まえて適宜さらなる勧告を行うものとして、2010年半ばに補足的な報告書を発表することも検討している。

本委員会は、約3か月間隔で計6回程度の会合を開くことを計画しており、第1回会合を10月19日から21日までシドニーで開催する。その後の開催予定地には、日本、ヨーロッパ、北アメリカなどが含まれる見込みである。本委員会の存続期間中には、少数の委員が参加する地域会合を数回開催することも予定している。

我々は、本委員会が立ち向かうとしている任務の困難さを軽んじているわけではない。しかし、本委員会の発表以降に示された多くの前向きな反応は、世界が直面している核の試練とそれに対処していく実質的な方途の根本的見直しについて、少なからぬ支持があることを示唆している。(後略)

(訳:渡邊浩一、ピースデポ)

◆国際委員会委員

ギャレス・エバンス(豪)(共同議長):元オーストラリア外相

川口順子(日本)(共同議長):元外相

アリ・アラタス(インドネシア):インドネシア大統領特使兼顧問

トウルキ・アル・ファイサル(サウジアラビア):

イスラム調査研究王立センター理事長

アレクセイ・アルバトフ(ロシア):カーネギー財団モスクワセンター常駐研究員

グロ・ハルレム・ブルントランド(ノルウェー):

元ノルウェー首相

フレーネ・ジンワラ(南アフリカ):元南アフリカ国民議会議長

フランソワ・エズブール(仏):国際戦略研究所及び安全保障政策ジュネーブ・センター理事長

ジェハンジール・カラマツ(パキスタン):元

パキスタン合同参謀本部長

ブラジュ・ミシュラ(インド):元首相首席補佐官兼国家安全保障顧問

クラウス・ナウマン(ドイツ):元北大西洋条約

機構(NATO)常設軍事委員会委員長

ウィリアム・ペリー(米):元米国防長官

王英凡(中国):元中国国連常駐大使

シャーリー・ウィリアムズ(英):英自由民主党

上院院内総務

アーネスト・セディージョ(メキシコ):元メキシコ大統領

◆諮問委員

阿部信泰(日本):元軍縮担当国連事務次長

シュロモ・ベンアミ(イスラエル):元イスラエル

外相

セルソ・アモリム(ブラジル):ブラジル外相

ハンス・プリクス(スウェーデン):元IAEA

事務局長

ラクダール・ブラヒミ(アルジェリア):元アル

ジェリア外相

ジョン・カールソン(豪):元豪保障措置不拡散

部長

ナビル・ファーマー(エジプト):前駐米大使

ルイーズ・フレシェット(カナダ)元国連事務

次長

ローレンス・フリードマン(英):ロンドン大学

キングズ・カレッジ教授

韓昇洲(韓国):元韓国外相

ヘンリー・キッシンジャー(米)元米国務長官

近藤俊介(日本):日本原子力委員会委員長

マーティン・レット(豪):元豪軍縮担当大使

パトリシア・ルイス(アイルランド):元国連軍

縮研究所所長

サム・ナン(米):元米上院軍事委員会委員長

ロバート・オニール(豪):元オックスフォード

大学教授

ジョージ・パーコヴィッチ(米):カーネギー財

団副所長兼カーネギー財団不拡散プログラ

ム所長

マイケル・クインラン(英):元英国防省次官補

V. R. ラガヴァン(インド):元インド参謀本部

作戦本部長

ジョージ・ロバートソン(英):元英国防相

ミシェル・ロカール(仏):元仏首相

佐藤行雄(日本):日本国際問題研究所理事長

ジョージ・シュルツ(米):元米国務長官

実施してきた軍縮にかかる具体的提案及びイニシアティブに留意し(前文)、「現在の核弾頭数など保有核兵器に関連し核兵器国が近年示している透明性向上について留意しつつ、全ての核兵器国が透明性及び信頼醸成の諸措置に合意することを求める」(主文5)があげられる。

決議案は、10月28日、賛成163、反対4、棄権6の賛成多数で第一委員会を通過した。昨年同様に米国、インド、北朝鮮が反対し、これに昨年は棄権したイスラエルが加わった。新アジェンダ連合(NAC)7か国のなかで唯一棄権票を投じてきたエジプトと、同じく昨年棄権したフランスは賛

成に回った。昨年、第6条に基づく一層の核軍縮、透明性の増大、作戦上の地位の低減等、具体的箇所を挙げて反発を示したフランスは、今回の決議が昨年に比べ「よりバランスが取れて」おり、またその文面から「核軍縮への真摯な取り組みが感じられる」との理由を述べたが、上述した「評価」を受けての賛成である。

マレーシアが12年連続で提出した「核兵器禁止条約」(NWC)の交渉開始を求める決議案は、10月28日に賛成118、反対30、棄権22で採択された。中国を除く核兵器国が反対、インド・パキスタン・朝鮮民主主義人民共和国(北

朝鮮)が賛成、イスラエルが反対という投票パターンは昨年と変わらない。日本は、NWCの制定に向けた動きは「時期尚早」であり、段階的な核軍縮措置の履行が先、という昨年とまったく変わらない理由を述べ、今回も棄権票を投じた⁴。「核兵器のない世界」への日本政府の意欲が本物であると示す最大のチャンスは、こうして今年も失われた。(中村桂子) ㊦

注

- 1 これまでの経緯や問題点については、本誌312号(2008年9月15日号)参照。
- 2 www.icnnd.org/media/joint_conf_211008.html
- 3 www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/h20/10/1184312_918.html
- 4 www.reachingcriticalwill.org/political/1com/1com08/EOV/JapanL19.pdf

核実験への抗議を条例化

長崎県西彼杵(にしそぎ)郡
時津(ときつ)町

今年3月、長崎市に隣接する人口3万人弱の時津町が、「時津町核兵器廃絶平和の町宣言」(94年)に基づく条例「時津町核兵器廃絶平和推進の基本に関する条例」を制定した。注目すべきは、核兵器の実験に対する抗議を行うことに言及した第5条である。こうした条例の先例としては、核実験への抗議を市長に義務付けた「苦小牧市非核平和都市条例」(02年4月1日、公布・施行)がある(本誌164号(02年6月1日号)に全文)。

時津町核兵器廃絶平和推進の 基本に関する条例

平成20年3月27日
条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、時津町核兵器廃絶平和の町宣言(平成6年9月29日宣言)に基づき、核兵器廃絶を目指す国是としての非核三原則の厳守及び日本国憲法の基本理念である恒久平和の実現に関する基本原則を定め、もって町民の平和で安全な生活の維持向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「核兵器」とは、核分裂、核融合又はそれらを組み合わせた爆発的原子核反応によって放出される原子核エネルギーを用いて人間を殺傷し、又は器物、建造物若しくは自然環境を破壊するものをいう。

(基本原則)

第3条 町は、第1条の目的を達成するため、不断の努力をするとともに、町民の協力を得て平和行政を推進する。

2 町は、町内での核兵器の製造、保有、持込み及び使用に協力しない。

3 町長は、前2項に定める事項の推進に努めなければならない。

4 町民は、第1条の目的を達成するため、自主的に平和に関する活動を行うとともに、第1項及び第2項に定める事項に関して積極的に協力するものとする。

(平和事業)

第4条 町は、前条の基本原則に基づき、町民とともに次の事業を行うものとする。

(1) 日本国憲法に規定する恒久平和の意義及び国是である非核三原則の普及に関する事業

(2) 核兵器廃絶と平和に関する情報及び資料の収集に関する事業

(3) 前2号に定めるもののほか、この条例の目的に基づく必要な事業

(核兵器の実験等に対する反対の表明)

第5条 町長は、核兵器の実験等が行われた場合は、関係機関に対し、当該実験等に対する反対の旨の意見を表明することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

⇒12ページから

●11月4日 日本政府の宇宙開発戦略本部専門調査会、弾道ミサイル発射を探知する「早期警戒衛星」導入等、宇宙の防衛利用検討を決定。

●11月5日 メドベージェフ露大統領が年次報告演説。米MDへの対抗措置で、カリフォルニア州にミサイル「イスカデル」配備を表明。

沖縄

●10月6日 嘉手納基地報道部、同基地内での第18航空団による即応訓練の継続方針表明。

●10月7日 嘉手納町議会、4日に強行されたF15戦闘機16機の未明離陸に対する抗議決議と意見書を全会一致で可決。

●10月8日 本島沖海上での米軍機墜落事故を想定した初の日米海上合同実動訓練、うるま市の津堅島米軍訓練場水域で実施。

●10月8日 上原知事公室長、辺野古新施設V字型滑走路の運用で「やむを得ない場合に住宅地上空を飛ぶことは承知している」。

●10月8日 上原知事公室長、辺野古新施設の沖合移動可能幅は「防衛省の説明では55メートルとか50メートル」と県として初言及。

●10月9日 嘉手納飛行場に関する3市町連絡協議会、8日実施の米軍機飛行経路の目視調査結果を発表。約2割が住宅地上空を飛行。

●10月10日 北谷町議会、臨時議会を開き、未明離陸の即時中止などを求める抗議決議、意見書を全会一致で可決。

●10月10日 県議会、仲井真知事の訪米経費を削除した一般会計補正予算修正案を、野党の賛成多数で可決。訪米経費を認めないのは初。

●10月14日 キャンプ・ハンセン内レンジ2で実弾射撃訓練による山火事発生。

●10月17日 東村の伊集村長、高江への米ヘリパッド移設に関して「2割(高江区民)を犠牲にしてでも8割を生かした方がいい」と発言。

●10月21日付 防衛省、在沖海兵隊グアム移転を促進するため、職員をグアムとハワイに常駐させる方針を固める。

●10月22日付 1958年の台湾海峡危機の際、米軍が嘉手納基地に広島型原爆の250倍の威力の戦略核爆弾を配備していたことが判明。

●10月22日 嘉手納基地以南の米軍施設返還後の跡地利用施策を検討する内閣府、県、自治体、有識者による検討会発足、東京で初会合。

●10月22日 米海軍軍事輸送部隊所属の新型補給艦「アラン・シェパード」、うるま市昆布の天願棧橋に接岸。実弾を積み込む姿が確認。

●10月23日 日本側の裁判権放棄を記した1953年の日米密約の議事録が米公文書館より入手、公開される。

●10月23日 米空軍E3空中警戒管制機、嘉手納基地に緊急着陸。

●10月24日 嘉手納基地所属の空軍兵4人が乗ったセスナ機、名護市真喜屋の国道58号線や小学校近くの畑に墜落、炎上。2人が負傷。

●10月25日 米軍セスナ機墜落事故で、名護署は日米地位協定17条の合意議事録などに基づき、事故機の差し押さえを要求。米軍は拒否。

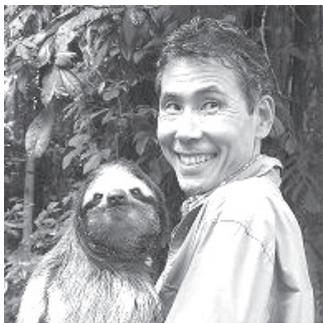
●10月27日 東村の伊集村長、17日の高江ヘリパッド移設工事に関する失言撤回、謝罪。

●10月29日 名護市議会、米軍セスナ機墜落事故の原因究明や地位協定の抜本的見直しを求める抗議決議と意見書を全会一致で可決。

●10月30日 中曽根弘文外相、米軍セスナ機墜落事故に関し、参院で「地位協定が捜査の障害になっているとは考えていない」と答弁。

地続きの環境と平和 「豊かさ」の 幻想を超えて

環境運動家、文化人類学者
辻 信一さん



僕は以前から「環境運動＝文化運動」という言い方をしてきました。僕自身は文化の研究がベースにあります。環境問題は、「文化の貧困」の問題です。文化の海の中に、文明という島が現れ、この数千年間、それが繰り返し興り、そして今までの文明はすべて滅びてきました。しかし人々はそれを忘れ、文明化を必然的な「進化」とみなしてきた。そして現在は、文明の海の中にかろうじて文化の島が水没しそうになって浮いている状態です。この状況の中で僕らにいま必要なのは、文化的な知恵ではないでしょうか。

僕はダグラス・ラミスさんに非常に刺激を受けてきましたが、彼のように近代化というテーマを考え続けてきた人から見ると、環境問題と戦争の問題というのは地続きであるということが見えます。「パックス・エコノミカ（経済支配による平和）」というように、僕たちは、実はある種異常な状態の中で、平和を語ってきたに過ぎないのではないかと。戦争をしないと、復讐の論理に歯止めをかける、経済の暴走で自分たちの生存基盤である自然を敵に回さない、というのは文化の基本テーマです。そういう意味を込めて、僕は「環境＝文化運動」と言ってきました。

現代文明には他の文明との決定的な2つの違いがあります。1つは、文明が地域を超え全世界を覆う、グローバリゼーション。もう1つは、化石燃料です。産業革命以前に比べて100倍ともいわれる力とスピードを身につけ、加速し続けた「進化」が幻想であったことがわかってきてしまったのが、ピークオイルや地球温暖化です。

アインシュタインは、「マインドセット（思考の枠組み）」と言いました。現代の様々な問題は、これまでの「豊かさ」を追求するマインドセットの中にながら解決すること

はできません。しかし化石燃料、経済成長といったマインドセットに僕たちはすっぽりと取り込まれながら、その中で解決しようとしてきました。これまでの平和運動や環境運動も例外ではありません。環境問題と平和問題が繋がらないといわれますが、問題の核心はここに 있습니다。マインドセットそのものを問い直すレベルまで降りていかないとつながりが見えず、問題の根本を意識できません。

問題の根本まで意識することができたら、実は僕たちが始めなければいけないのは、新しい文化を志向することだと気付くはずで。その担い手を、僕は「カルチャー・クリエイティブ」と言っています。新しい価値観を、様々なかたちで表現する彼らの中では、当然のことながら、環境と平和は地続きなのです。本人さえそれをどう区別するのかさえ知らないような、新しい世代が今、生まれてきています。例えば農というところに立ち帰り、自分で食べるものを作り、子どもたちに食べてもらう。彼らは、世の中が金融危機に一喜一憂していても、自信に溢れています。

9条についていえば、僕は自分自身に対する反省があります。若い頃はやはりそこがつながっていませんでした。「豊かさ」のマインドセットを超えていかないと、本当の意味で9条も生かせません。リスクはありますが、そこまで選び直すことが問われています。ラミスさんもよく言うのですが、「ちょっと蓋しとく」という感覚。「沖縄のことを蓋しとく」…つまり安保は見ないようにしておいて、それで9条を守ろうということは、むしろ9条の意味を殺すことにつながっているのではないかとさえ感じます。

また、「豊かさ」と「幸せ」はこれまで、セットになっていると思われていましたが、20世紀が終わり、21世紀になってみれば全くそれは逆だった。これまでの「豊かさ」というのは、世界中で他の人たちの幸せを壊し、そして他の生き物たちの幸せを壊し、未来の人たちの幸せを奪ってきました。この「豊かさ」の物語を諦めるということは、不幸せになることではなく、幸せになることなんだと考えていく。僕はそこに希望がある気がして仕方ありません。

明らかに一つの大きな物語が音をたてて崩れている今、子どもたちは大変ですが、今から30年後、40年後、どんな世の中に暮らし、自分の子どもにはどういう風に生きてほしいんだろうってところから、先取りしてほしいと思います。将来は変わってるだろう、あるいは10年後ぐらいに大改革してくれる人がいるかもしれない、そうかもしれないけど、待つ必要は全くないということです。30年後、40年後の世界は、いま、始められるんです。でも同時にシステムそのものを変えない限り、30年後、40年後は来ません。だから僕たちは政治的でなければいけない。市民としてやるべきことをやっていかなければいけません。僕の大好きな言葉で、「あなたが世界のために、地球のためにできる、最大最良のことは、その世界を楽しむことだ」というのがあって、僕はそれを信じています。

（談。まとめ：塚田晋一郎）

つじ・しんいち

16年の海外生活を経て、明治学院大学国際学部教授。「100万人のキャンドルナイト」呼びかけ人代表。NGO「ナマケモノ倶楽部」世話人。「スローライフ」を提唱。07年、TBS「情熱大陸」出演。『カルチャー・クリエイティブ』（ソトコト新書）など著書多数。

日本資金はどのように使われるのか

問われる国会の＜目的外使用＞チェック力

前号に続いて、08年9月15日の国防総省の「グアムに関する計画進捗状況報告」を検討する。今回は、06年5月15日の「再編実施のための日米ロードマップ」で日本が約束した総額60億9000万ドル（08米会計年価格、内訳を下表に示す）の支出メカニズムに焦点を当てる。国防総省報告書の該当部分の抄訳を資料1（11ページ）に示す。10月14日に成立した「09会計年国防認可法」の関連条項（資料2）も併せて参照しながら論じたい。

日本の直接支出は米特別会計に預託

米国内の軍施設建設を支援するために日本が予算を直接支出するという、前例のない計画のために国防総省が採用するのは、国庫に「特別会計」を開設し、日本からの支援金をいったんこの特別会計に預託した上で、各年度の軍事建設予算（MILCON）として支出するという方法である（「報告書」7）。「09国防認可法」は、これを「合衆国グアム移転支援会計」と命名した（第2824節）。

特別会計の性格について、「報告書」及び「国防認可法」は『合衆国法典（USC）タイトル10・第2350k節』に基づくものとしている。この「第2350k節」は「NATO同盟国及び他の国との協力に関する協定」と題された、法典第138章の一部として、96年に立法化された。この表題からも明らかなように、NATO域内における米軍基地の移転、再編のための加盟諸国からの財政支援の受領と支出のメカニズムを定めることに主眼がある。同節によれば、国防長官は、「ある国のいずれかの場所から、もしくはある国のいずれかの場所へ」の軍部隊の移転に際して、関係国からの財政支援を受け入れ、特別会計として管理することができる。支援金の用途は「移転に直接関係するものであり、特定可能なもの」であれば、制限はない。

監視を要する資金の用途

「第2350k節」は、NATOという集団的安全保障体制体制の下で許容される費用負担原則を示している。これに対して日本による在日米軍に対する施設建設支援は、「日本

施設整備計画」(JFIP)に基づいて行われている。日本が整備した施設を米軍に提供するという形で行われていることはよく知られている。JFIPの適用範囲は、家族住宅、独身者住宅、コミュニティ支援施設、環境あるいは安全性に係る欠陥に起因する、既存施設の改築などとされ、作戦用施設は除外されている¹。JFIPは「日米地位協定」を拡大解釈する「超法規的措置」であり、批判の的となってきた。適用範囲が作成施設に拡大された事例も少なくない。しかし、日本の平和主義による一定の規制力として機能してきた用途に関する制約が、グアム移転への財政支援にも適用されるべきであることは論を待たない。

特別会計への預託とMILCONとしての支出というメカニズムで行われるグアムへの財政支援において、従来のJFIP原則が堅持されるか否かは、政治・実務レベルにおける外交交渉と国会によるチェックにかかっている。日本の28億ドルを含む「政府直接支出」には米国政府の31.8億ドルも充てられており、用途には「作戦施設」も含まれている（左下表）。また「国防認可法」第2824節にも用途制限の規定はない。「報告書」が言う「透明性と説明責任の確保」が額面どおりに実行されるために、日本の政治が果たすべき役割は極めて大きいことを強調しておきたい。

特定目的事業体（SPE）も要注意

合計100億ドルを超える日米政府の財政負担は、基本的に基地内の施設、共用設備（水道、下水、電気など）を対象としている。これに対して、グアム政府は、基地外の共用設備改善のために、これとは別に60.9億ドルが必要であると試算した²。この予算をどう捻出するのかが、実は米政府の最大の懸案となっている。

この観点から注意を喚起したいのは、共用設備整備を目的とした特定目的事業体（SPE）への出資、貸付資金の用途である。「国防総省報告書」は、「4. 共用設備の能力」において、共用設備の検討にあたっては、「島全体の国防総省の需要に加えて、グアム政府の必要を満たす」ことを選択肢に含めるとしている。また、「09国防認可法」も「民間と軍の設備を統合したシステムの効率最大化」を求める議会の見解を述べている。しかし、「基地内の共用設備改善」のために日本が提供した資金を、基地の外の共用設備の整備に使うことは、日米合意違反であり、日本政府の納税者への説明に反する。

SPEへの資金の流れについても、国会によるきめ細かいチェックが必要である。（田巻一彦）^M

注

- 1 梅林宏道「情報公開法でとらえた在日米軍」(高文研)、123ページ。
- 2 フェリックス・カマチョ知事の上院「エネルギー・天然資源委員会」における証言（08年5月1日）。

沖縄海兵隊グアム移転のための日本の費用負担
(2006年5月1日、「再編実施のための日米ロードマップ」)

	費目	見積額 (10億ドル)	日本政府負担 (10億ドル)	米国政府負担 (10億ドル)
政府直接支出	作戦施設、兵舎、厚生施設	5.98	2.80 ^{*1}	3.18
日本政府による官 民共同事業体への 支出	家族住宅	2.55	2.55 (うち、回収可能 2.10 ^{**2})	0.00
	関連共用設備	0.74	0.74 (全額回収可能)	0.00
合衆国政府支出	軍用道路	1.00	0.00	1.00
	合計	10.27	6.09	4.18

※1: 一般管理・教育建屋、兵舎及び福利厚生施設（施設に付随する基地内基盤設備を含む）。
 ※2: 出資金15億ドル、貸付金6億ドル
 出典：国防総省「グアムに関する計画進捗報告」(2008年9月15日)

<資料1>

グアムに関する計画進捗報告 (2008年9月15日、国防総省) <抜粋>

4. 建設遂行のための計画

(前略)

港湾の能力 (略)

道路及び橋梁 (略)

共用設備の能力:

グアムの共用設備システムに、電気、水、廃水及び固形廃棄物に関する能力を追加するには限界がある。沖縄からグアムへの海兵隊移転を促進するために、日本政府は2008会計年価格で、7億4000万ドルを共用設備及び移転によって追加的に必要となる施設を支援するために提供することを約束した。国防総省は、海兵隊移転を支援するために必要な共用設備の改善に関する初期的な技術及び事業に関するケーススタディを終えた。電力、水、及び廃水の所用能力と予想される不足の分岐点分析を行った結果、海兵隊移転を開始して2年で、能力が不足に陥ることが明らかになった。国防総省は、建設活動にかかる所要能力が現在供給可能な能力を超える時点と、新しい共用設備が完成、稼働して、海兵隊移転が完了した後の共用設備能力のギャップを埋めるための暫定的な解決策を検討している。これら暫定的対策は、現在検討中であり、環境影響評価書に記載されることになろう。

国防総省が長期的な共用設備能力を確保するための方策として検討しているのは、次の3つである:

- 特定目的事業体、すなわち官民共同事業によって海兵隊の必要のみを充足する。
- 特定目的事業体によって、島全体の国防総省の必要のみを充足する。

防総省の必要のみを充足する。
○特定目的事業体とグアム政府の連携によって、島全体の国防総省の必要に加えてグアム政府の必要をも満たす。

国防総省は、これらの選択肢及び他の可能なアプローチについて、グアム共用設備統合委員会及び日本政府と協議している。必要な事業開発モデルの第1案を作成するには、技術的及び財政的基礎に関する相当の検討が必要であり、系統的計画には12~14か月を要する。その時点で、事業パートナーの選定が可能となる。長期的な共用設備対策が稼働するのは、2014年と予測している。

労働力 (略)

5. 建設労働力を支援するための計画/6. 最新の軍事建設資金計画及び家族住宅建設歳出計画 (略)

7. 日本政府経費負担の調達可能性及び負担メカニズムの現状

直接財政支出による支援

日本政府の直接的財政支援は、連邦法典タイトル10・第2350k節が規定する合衆国財務省の会計に預託される。預託後の資金の管理及び報告に関する実施細目については現在整備中である。これらの細目は、日本政府の資金支出計画全体に関する透明性と説明責任を確保するものとなるであろう。

共用設備に関する特定目的事業体 (SPE) への資金提供

沖縄からグアムへの海兵隊の移転を促進するために、日本政府は、08会計年価格で7億4000万ドルを、移転に付随して必要となる基盤設備及び施設を支援する

ための資金を回収可能な形で提供することを約束した。現在、再生可能エネルギーの利用を含む、以下の実施可能性を研究している。1) 沖縄から移転する海兵隊の必要のみを充足、2) グアムにおける国防総省の必要すべてを充足、及び3) グアム全体に係る国防総省及びグアムの必要を充足。研究が終了し、事業の事例研究が進めば、SPEの形態及び各SPEにとって望ましい対応策に関する決定がなされるであろう。最終的な共用設備システムは、日本政府による資金提供協約あるいは他の資金による共同出資体 (すなわち、民間銀行貸付、債権、あるいはその他の営利的な資金提供手段) によって資金提供される。12~14か月のうちに、SPEのための推進事業体を募る公募要領を作成するための技術的、事業的モデルの細目を確定できるものと予測している。

住宅建設のための特定目的事業体

再編促進のために、日本政府は08会計年度換算で25億5000万ドルの資金を特定目的事業体のために提供することに同意した。この官民共同事業体は沖縄からグアムに移転する海兵隊のための住宅を提供する。

日米政府は、現在SPEによる住宅建設の事業枠組みと運用の実施要項を検討中である。実施要項は、現行の家族住宅私有化計画に合致し、合衆国の財政的利益にかない、かつ沖縄からグアムに移転する海兵隊に対し、良質な住宅を持続的に提供することを保証するような条件を具備するものとなる。

8. 結論 (略)

(訳: ピースデポ)

<資料2>

2009会計年国防認可法<抜粋>

公法100-417 (08年10月14日)

サブタイトルC グアム再編関連条項

第2821節 グアム再編関連軍住宅建設並びに共用設備への支援に関する議会の見解

(a) 特定目的事業体の性格—議会は、グアムにおける軍施設の再編及び軍要員の移転に関連して提供されるいかなる家族住宅も、次の要件を満たすものでなければならないと考える。

- (1) 可能な限り、連邦法典タイトル10・第169章に規定された官民共同事業体の形態で運用されること。
- (2) 国防総省の現行の建設基準に合致して建設されること。

(c) 共用基盤設備の改善—議会は、グアムにおける共用基盤設備の改善は、適切な費用負担及び整備水準に合致する場合には、民間及び軍の設備を単一の供給網に統合し、共用設備システム全体の効率を最大化するものでなければならないと考える。

第2822節 グアムに対する連邦政府の支援 (略) / 第2823節 北マリアナ諸島自治連邦区に対する軍事基地再利用調査並びに

地域計画策定権限の付与 (略)

第2824節 グアムにおける軍施設の再編及び軍要員の移転に対する支援

(a) 会計の設立—国庫に「合衆国グアム移転支援会計」(本節においては、たんに「会計」と呼ぶ)を設立する。

(b) 会計への預託—

- (1) 預託資金—2009会計年及び爾後の会計年に、合衆国法典第タイトル10第2350k節に基づき、グアムにおける軍施設再編と軍要員移転のために提供される支援資金の全額は「会計」に預託される。
- (2) 支援資金の受領の通知 (略)

(c) 会計の使用

(1) 認可要件—会計に預託された資金は第2項に従うことを条件に、次の目的で使用することができる:

(A) グアムにおける軍施設の再編及び軍要員の移転に関連して、本節において承認された業務の実施の促進。ここには、軍事施設、家族住宅、単身者住宅、軍部隊のための一般的施設建設及び共用設備の改善が含まれる。

(B) 当該業務の一部としてのグアムにおける財産もしくは施設改善の実施

(C) 当該業務の結果としての財産及び

施設への財産支援サービスの調達

(D) 北マリアナ諸島自治連邦区における軍施設及び演習場の開発

(2) グアム・マスタープランへの合致 (略)

(3) 軍住宅に関する制限—国防長官は、連邦法典タイトル10第169章・副章4の下で付与された権限の範囲内で、当該権限をグアムにおける軍要員の移転に伴う家族住宅もしくは付属設備の取得、建設もしくは改善のために行使することができる。

(4) 支援資金の使用に関する特別要件 (略)

(d) 移転権限 (略)

(e) グアム軍事建設に関する報告 (略)

(f) 議会の見解

議会は、副節 (c) (1) に規定されたグアムにおける軍施設の再編と軍要員の移転に関連する建設を促進するための会計の使用は、合衆国及びの企業に対して、契約受注のための競争をとおして西太平洋における合衆国の戦略的プレゼンスに貢献する重要な機会を提供するものであると考える。議会は、国防長官に対し、合衆国及び合衆国領域内の企業による、これら建設への最大限の参画を保証するよう求める。 (訳: ピースデポ)

日誌

2008.10.6~11.5

作成 塚田晋一郎、新田哲史

DOD = 米国防総省 / IAEA = 国際原子力機関
/ ICBM = 大陸間弾道ミサイル / MD = ミサ
イル防衛 / NSC = 米国家安全保障会議 /
RRW = 信頼性代替弾頭 / SLBM = 潜水艦発射
弾道ミサイル / WMD = 大量破壊兵器

- 10月6日 グリーン元NSC アジア担当先任補佐官、「北朝鮮が2回目の核実験を強行するのは時間の問題」と述べる。朝鮮日報。
- 10月8日 韓国軍合同参謀本部の金泰栄議長、北朝鮮がミサイル搭載可能な小型核弾頭の開発を推進中との見解を国会で明らかに。
- 10月8日 シャープ在韓米軍司令官、北朝鮮が小型核弾頭を保有している可能性に懸念を示し、有事への備えの重要性を表明。
- 10月8日 ブッシュ大統領、米印核協定の発効に必要な米印核協力・不拡散促進法に署名。
- 10月10日 ライス米国务長官とムカジー印外相が米印核協定にワシントンで署名。
- 10月11日 米国务省、北朝鮮のテロ支援国家指定解除を発表。(本号参照)
- 10月11日 ロシア、最新SLBM「シネバ」発射実験。北極圏のバレンツ海原潜から発射し、太平洋の赤道付近の海域に着弾。
- 10月12日 ロシア、モスクワ近郊プレセツク宇宙基地からカムチャツカ半島のクラ射爆場に向け、ICBM「トーポリM」の改良型を発射。
- 10月12日 北朝鮮、米国のテロ支援国家指定解除を受け、寧辺の核関連施設の無能力化再開とIAEA 要員の受け入れを発表。
- 10月14日 ブッシュ大統領、「09会計年国防認可法」に署名、同法は成立。(本号参照)
- 10月16日 米戦略原潜「オハイオ」が横須賀基地に寄港(〜23日)。日本への寄港は初。
- 10月20日 DOD、09会計年度予算で宇宙空間のMD配備の調査費を要求、米議会が9月に500万ドルの拠出を承認したと判明。共同。
- 10月21日 豪・日本両政府主導の「核不拡散・核軍縮に関する国際委員会」(ICNND)の初会合がシドニーで閉幕(19日〜)。(本号参照)
- 10月22日 米国务省、北朝鮮やイラン、シリアのWMD開発に関与したとし、露や中国など9か国計13の企業・団体への制裁を発表。
- 10月24日 国連の潘基文事務総長、民間団体主催の国際会議で「核兵器禁止条約」への言及を含む5つの提案を行う。(本号参照)
- 10月24日 米空軍、「グローバルストライク司令部」新設を発表。(本号参照)
- 10月24日 国連軍縮週間(〜31日)。

私たちの21世紀人類生き残り計画の主要課題は、核兵器の廃絶でなければならない。なぜなら、まずもって、年々歳々、あるいは日々とっていいほど急速に、核兵器の使用が容易になっているからである。
—ウィーラマン・トリ判事の序文より

地球の生き残り

Securing our Survival(SOS)

〔解説〕モデル核兵器条約

メラフ・ダータン / フィリシティ・ヒル
ユルガン・シェフラン / アラン・ウェア

「核兵器条約」とは何か。その実現に向けていま何をすべきか——。法律家、技術者・科学者、医師の国際ネットワークが提案し、国連文書になった核兵器廃絶のための基礎文献です。「核兵器のない世界」を求めるすべての人に必読の書。ぜひお手元に一冊お求めください。特別価格で購入できます。ご希望の方は、郵便振替用紙で「憲法学会」へご送金ください。

口座記号・口座番号00100-6-585409 加入者名 憲法学会

特別価格(送料込5000円)



2つのイベントのお知らせです。事前申込は不要、ふるってご参加ください(詳しくは同封のチラシで)

日豪イニシアティブで核軍縮は進むのか?

～オーストラリアの運動から考える～

11月28日(金)午後6時半～(6:15開場)

渋谷区勤労福祉会館・第2洋室(JR・東急東横線「渋谷駅」徒歩10分)

ゲスト: ティルマン・ラフさん(核戦争防止国際医師会議(IPPNW)豪代表)

主催: ピースデポ

参加費: 500円(通訳つき)

核軍縮・国際議員ネットワーク(PNND)の活動のいま

～アラン・ウェアさん(PNNDグローバル・コーディネーター)を囲んで～

12月4日(木)午後6時半～(6:15開場)

全国町村会館・第3会議室(有楽町線・半蔵門線「永田町駅」3番出口徒歩1分)

主催: PNND日本サポート・グループ / ピースデポ

参加費: 500円(通訳つき)

- 10月25日 チェコ上院選挙で与党・市民民主党が大敗。米と調印したMDレーダー基地設置協定の批准が不透明な情勢に。
- 10月28日 国連総会第1委員会、核軍縮日本決議案を賛成163で採択。米などの4か国が反対、中国などの6か国が棄権。(本号参照)
- 10月28日 ゲーツ米国防長官、カーネギー財団での演説で「核の傘」の必要性強調。
- 10月29日 チェコ政府、米MDレーダー基地設置協定について、批准投票を米次期政権発足後まで延期したいとの意向を示す。
- 10月31日 パキスタン西部へのアフガン駐留米軍によるとみられるミサイル攻撃で、アルカイダ中堅幹部を含む20人以上が死亡。AP。
- 10月31日 ロシア外務省、同国の核兵器の一部が所在不明となっているとするゲーツ米国防長官の主張を否定する声明を発表。
- 10月31日 米・チェコ、米MDレーダー基地設置に関する枠組み合意に署名。
- 10月31日 国連総会第1委員会、「劣化ウランを含む武器・砲弾の使用による影響」決議を賛成126、棄権34、反対4で採択。
- 11月4日 米大統領選、民主党のオバマ上院議員が当選。副大統領にバイデン上院議員。
- 11月4日 韓国空軍のF-5E戦闘機2機がソウ

ルの北約46kmで訓練中に接触、1機が墜落。ミサイル4発が落下。1発が一時的に不明に。
⇒8ページ下段へ

今号の略語

- CD=ジュネーブ軍縮会議
- CTBT=包括的核実験禁止条約
- DPRK=朝鮮民主主義人民共和国
- FMCT=核分裂性物質生産禁止条約
- IAEA=国際原子力機関
- ICJ=国際司法裁判所
- JFIP=日本施設整備計画
- NAC=新アジェンダ連合
- NATO=北大西洋条約機構
- NCND=肯定も否定もしない(政策)
- NPT=核不拡散条約
- NWC=核兵器禁止条約
- SPE=特定目的事業体
- USC=合衆国法典
- WMDC=大量破壊兵器委員会

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス: 事務局<office@peacedepot.org> 梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>

田巻一彦<tamaki@peacedepot.org> 塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org> 中村桂子<nakamura@peacedepot.org>

宛名ラベルメッセージについて

- 会員番号(6桁): 会員の方に付いています。
- 「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。
- 「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」: 入会または定期購読の更新をお願いします。
- メッセージなし: 贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書: 秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、大滝正明、新田哲史、津留佐和子、中村和子、横山美奈、渡邊浩一、梅林宏道